

防災担当大臣 松本 純 様

日本共産党熊本県委員会
県委員長 日高伸哉

熊本地震から、住まい・暮らし・生業の再建を進めるための要望書

熊本地震に対する国からのご支援に感謝申し上げます。

熊本地震発災から一年が経過した被災者の状況を知るために、私たち日本共産党熊本県委員会は、アンケート 10 万枚を 19 の被災市町村に配布し、被災者から回答を寄せていただいています。また、4 月 29、30 日には小池晃書記局長(熊本地震災害対策本部長)先頭に国会調査団が被災地を訪ね、具体的なお悩み、ご要望など伺ってまいりました。

これらの活動を踏まえ、現段階における差し迫った課題について、国に要望させていただくものです。ぜひ主旨をお汲み取りいただき、善処いただきますようよろしくお願い申し上げます。

[要望項目]

①熊本地震の復旧・復興財源を全額国庫負担とする特別措置法を制定すること。

(民進、共産、社民、新社会の熊本県内の四野党は共同で、昨年5月に政府に対し、熊本地震の復旧・復興に関しては、東日本大震災時と同様、自治体の財政負担を最小化するための特別立法制定を求めました。今後も被災自治体には、住まい・暮らし・生業の再建やまちづくり、基盤整備等、長期間にわたり大きな財政負担がかかることから、従来の支援の枠を超えた制度づくりが必要と考えます。)

②被災者生活再建支援金を、現行最大 300 万円から 500 万円に引き上げること。また、半壊、一部損壊家屋にも支援金を支給すること。

(熊本地震の最大の特徴は、甚大な住宅と地盤の被害です。住まいの再建なくして暮らし・生業の再建や地域コミュニティの再生はありません。しかし、最大でも 300 万円の生活再建支援金では、住まい再建の見通しは到底立たないというのが現実です。多くの被災者が先の展望が持てず、途方にくれています。また、被害額が数百万円に及ぶ損壊でも、一部損壊と判定されると、現行制度のもとではなんら公的支援はありません。この間の政府答弁にもあるように、家屋被害の実態を把握することが重要です。「一部損壊世帯」の実態を把握したうえで被災者の要望に則した支援策を早急に講じるべきです。)

③災害救助法を見直し、応急仮設住宅の入居期限撤廃、居住空間の拡大、住み替えを認めること。

④半壊世帯の仮設入居条件については、建築士など専門家の意見をもって可とするなど、改善すること。

(半壊と判定された賃貸アパートなどの場合、「住むことが危険である」旨の認定が必要となっています。しかし、明らかに危険であるにもかかわらず、認定をすれば入居人が退去してしまうことを理由に、大家が「住むことが危険である」との認定を行わない事例が発生して

います。住民自らが建築士に調査を依頼したところ、「生活をする上で危険な状況」との判断が下されました。仮設入居については、大家の認定がなくても、建築士など専門家の意見書があれば、仮設住宅への入居ができるよう、制度の改善をはかっていただきたい。）

⑤民間賃貸住宅の貸主に対する修繕補助を拡充すること。

（民間の賃貸住宅については、みなし仮設として活用することを条件に57万6千円の応急修繕への助成がされています。そのために、入居人を退去させ修繕をおこなう大家がいる一方で、入居者の要望を聞きながら、入居した状況で応急修理をおこなった大家もいらっしゃいます。前者には、修理への助成がありますが、後者には一切の助成がありません。地震後、現入居者に退去を強いることは避けたいとの思いで、入居しながら修理をおこなった大家に対しても、同等の補助をおこなうよう改善いただきたい。）

以上